

松島町定額減税補足給付金（調整給付）支給事務実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施することにより、住民への物価高に対する支援を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 松島町定額減税補足給付金（調整給付）（以下「調整給付金」という。）は前条の目的を達するために、松島町によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第3条 調整給付金の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する納税義務者であって、令和6年1月1日時点で松島町に住所を有する者（松島町の住民基本台帳に記載されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者を含む。）とする。ただし、第1号においては、令和5年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除き、第2号においては、令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除くものとする。

(1) イに掲げる金額がロに掲げる金額を上回る、又は上回ると見込まれる所得税の納税義務者（所得税法（昭和40年法律第33号）上の居住者に限る。）

イ 3万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額

ロ その者の令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）

(2) イに掲げる金額がロに掲げる金額を上回る個人住民税所得割の納税義務者

イ 1万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額

ロ その者の令和6年度分個人住民税所得割の額

2 前項第1号ロの規定における令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）は、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和5年分所得税額又は令和6年度分個人住民税課税情報から推計した額とする。

3 第1項第1号ロの規定における令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）及び同項第2号ロの規定における令和6年度分個人住民税所得割

額は、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除を実施する前、当該特別税額控除以外の税額控除後の額をいい、復興特別所得税は含まない。

（支給額）

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する調整給付金の金額は、次の各号に掲げる額の合算額（1万円を最少の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）とする。

(1) イに掲げる金額からロに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）

イ 前条第1項第1号イに掲げる額

ロ 前条第1項第1号ロに掲げる額

(2) イに掲げる金額からロに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が0を下回る場合には0とする。）

イ 前条第1項第2号イに掲げる額

ロ 前条第1項第2号ロに掲げる額

2 前項第1号イ及びロ並びに第2号イ及びロに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は令和6年6月3日とする。

3 事務処理基準日以降に生じた前項各号に掲げる額の修正等については、原則として、同項に定める調整給付金の金額に反映しないものとする。ただし、当該修正等により調整給付金の支給対象者でなくなった場合は、この限りでない。

（受給権者）

第5条 調整給付金の受給権者は、第3条における支給対象者とする。

（支給の方式）

第6条 調整給付金の支給を受けようとする者は、調整給付金支給確認書（様式第1号。以下「確認書」という。）を提出するものとする。

2 確認書の提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。

(1) 郵送方式 提出者が確認書を郵送により町に提出し、町が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口方式 提出者が確認書を町の窓口に提出し、町が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) オンライン申請方式 申請者が確認書を町が利用しているシステムを通じて町に電子申請し、町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(4) 窓口現金受領方式 提出者が確認書を郵送、又は町の窓口に提出し、町が当該窓口で現金により支給する方式

(5) 現金書留送付方式 提出者が確認書を郵送、又は町の窓口に提出し、町が現金書留等により支給する方式

3 提出者（申請者）は、確認書の提出に当たり、公的期間の発行する身分を証する書類（以下「公的身分証明書」という。）の写し等を提出又は提示すること等により、提出者（申請者）本人であることを証するものとする。

4 町は、現住所が確認書に記載する住所地と異なる者等から調整給付金申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）の提出があったときは、当該申請書に記載された送付先に確認書を送付するものとする。

（町による申請）

第7条 町は、前条の規定にかかわらず、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、公金受取口座情報を取得できた者等であつて、第3条第1項に掲げる支給要件を満たすことを確認できる者に対し、調整給付金支給のお知らせ（様式第3号）により調整給付金の支給の申込みを行うことができる。

2 支給対象者は、支給の申込みを受けた際、調整給付金受給辞退の届出書（様式第4号）による受給の辞退又は調整給付金支給口座登録等の届出書（様式第5号）による登録口座の変更を申し出ることができる。

3 町長は、別に定める日までに前項の届出等がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、調整給付金を支給することができる。

（代理による確認書の提出等・受給）

第8条 支給対象者に代わり、代理人として第6条の規定による確認書又は申請書（以下「確認書等」という。）の提出及び調整給付金の受給を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

(1) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(2) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で町長が特に認める者

2 代理人が確認書等の提出をするときは委任欄に代理人氏名等を記載するとともに、原則として委任状を提出する。この場合において、町は公的身分証明書の写し等の提出又は掲示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認しなければならない。

3 町は、第1項に掲げる者にあつては、別に定める方法により、代理権を確認す

るものとする。

(確認書提出等の期限)

第9条 確認書の提出受付開始日は、町長が別に定める。

2 確認書の提出期限は、令和6年10月31日とし、申請書の提出期限は、令和6年9月30日とする。

(支給の決定)

第10条 町長は、第6条の規定により確認書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し調整給付金を支給する。

(調整給付金の支給等に関する周知等)

第11条 町長は、給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、確認書提出の方法、確認書の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(確認書の提出等が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第9条第2項の提出期限までに確認書の提出等が行われなかったときは、支給対象者が調整給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第10条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不納等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該確認書等は取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第13条 町長は、偽りその他不正の手段により調整給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った調整給付金の返還を求めるものとする。

2 調整給付金の支給を受けた者が、修正申告等により支給対象者でなくなった場合は、調整給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 調整給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この要綱の実施のために必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月27日から施行する。